・第29号の４様式（第235条の４の６関係）

（表）

写真	第　　号 所　　属 氏　　名 生年月日　　年　　月　　日

航空法第131条の２の３第３項の身分証明書

（発行権者）

印

年　　月　　日　発　行

年　　月　　日限り有効

（裏）

航空法抜粋

（危害行為の防止のための措置）

第131条の２の３　空港等の設置者等は、危害行為防止基本方針に基づき、危害行為を防止するために必要な措置を講じなければならない。

２　空港等の設置者等の職員（空港等の設置者その他国土交通省令で定める者が国土交通省令で定めるところにより指定した職員であつて、危害行為の防止に関連する職務に従事する者に限る。次項及び第４項において同じ。）は、前項に規定する措置を適確に実施するため必要があると認めるときは、旅客その他の者に対し、当該措置の実施のために必要な行為をすること又は当該措置の実施を妨げる行為をしないことを指示することができる。

３　空港等の設置者等の職員は、その身分を示す証明書を携帯し、旅客その他の者の請求があつたときは、これを提示することその他の国土交通省令で定める措置をとらなければならない。

４　旅客その他の者は、空港等の設置者等の職員から第２項の規定による指示があつたときは、正当な理由がない限り、その指示に従わなければならない。

（備考）用紙の大きさは、日本産業規格Ａ８とすること。

（新設）